商工会議所会員企業の皆様へ

日本に定住する難民を雇用しませんか？

日本政府は、平成２２年度より第三国定住制度による難民の受入れを、国際貢献・人道支援の観点から行っています。この制度によって、これまでにミャンマーからの難民を中心に９０世帯２５０人が日本各地に受け入れられています。

この制度は、受け入れた難民が、日本に定住し、自立した生活を送ることを前提にしています。そのために生活を支える雇用を必要としています。

企業にとっても難民が雇用することは、労働力不足の解決の一助となるほか、「国際的な社会貢献」の視点から、企業がCSR（Corporate Social Responsibility）やSDGs(Sustainable Development Goals)に取り組む社会的姿勢を誇示することで、企業価値の向上にもつながります。

難民定住者を雇用する３つのメリット

●在留資格は「定住者」

第三国定住制度によって受け入れた難民は、日本に長期間滞在し、更新が可能な「定住者」の在留資格を付与されています。この在留資格は、就労する業種に制限がありません。技能実習生のように期限の設定がありませんので、長い期間をかけて技術や技能を習得することができます。職種によっては熟練工になるなど、長い間企業に貢献できる人材に育ちます。

●基本的な日本語は習得済み

日本政府の委託を受けて、（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部（ＲＨＱ）が定住支援プログラムを実施します。日本の生活に適応・順応するために必要な日本語や生活習慣・ルール等の学習など、半年間の研修プログラムを修了しています。

●アフターケア

難民の方々が、一日も早く安定して、自立した生活基盤が整うよう難民事業本部（ＲＨＱ）が協力します。

① 雇用主に対して、雇用開発助成援助金が支給されます。給与の３分の１を１２か月間補填する制度です（中小企業の場合）。

② 生活の支援として、難民事業本部（ＲＨＱ）の相談員が様々な相談にのります。

③ 日本語の更なる上達を目指して、定住先で日本語学習が継続できるよう支援します。

以上

定住難民の雇用についてのお問い合わせは、お気軽にＲＨＱ支援センター無料職業紹介所（03-5292-2144）にお電話ください

東京都南麻布 5-1-27
公益財団法人アジア福祉教育財団
難民事業本部（ＲＨＱ）※
TEL：０３－３４４９－７０１１
無料職業紹介所(RHQ 支援センター内)
TEL：０３－５２９２－２１４４

※（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部（ＲＨＱ）

1979（昭和 54）年 7 月にインドシナ難民の定住受入れを決定した日本政府は、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議事務局を置き、定住促進のための諸施策を推進することとし、同年 11 月公益財団法人アジア福祉教育財団にこれら事業を委託し、財団内に難民事業本部を設置しました。

難民事業本部（ＲＨＱ）は、現在、ＲＨＱ支援センターにおいて政府が認定した条約難民、国連の要請で受け入れた第三国定住難民に対する日本語教育、健康管理、就職あっせん等からなる定住支援事業を実施しています。

難民定住者の就職あっせん業務は、厚生労働省から委託を受けた事業です。





